

令和５年度川崎市健全化判断比率審査及び資金不足比率審査実施計画

審査の種類	健全化判断比率等審査
審査の対象	令和５年度決算に基づく川崎市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率） 令和５年度決算に基づく川崎市資金不足比率 上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類
審査の期間	令和６年６月３日から同年８月上旬まで
審査の方法	審査に付された書類の照合等を行うほか、関係局長等から説明を聴取するなどにより実施する。また、各比率についての年度比較により推移を把握し分析する。
審査の項目及び主な着眼点	１ 形式審査 （１）審査に付された書類は関係法令等に定める様式に準じて作成されているか。 （２）審査に付された書類の計数は正確であるか。 ２ 実質審査 （１）健全化判断比率 ア 実質赤字比率 （ア）繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額は適正に算定されているか。 （イ）標準財政規模は適正に算定されているか。 イ 連結実質赤字比率 実質赤字合計額、資金不足額合計額、実質黒字合計額及び資金剰余額合計額は適正に算定されているか。 ウ 実質公債費比率 地方債の元利償還金、準元利償還金、特定財源及び元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は適正に算定されているか。 エ 将来負担比率 将来負担額、充当可能基金額、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額は適正に算定されているか。 （２）資金不足比率 ア 資金の不足額は適正に算定されているか。 イ 事業の規模は適正に算定されているか。
審査の日程	令和６年６月３日 実査開始 令和６年７月下旬 監査委員会議（概況聴取） 令和６年８月上旬 監査委員会議（審査意見取りまとめ） 令和６年８月中旬 審査意見市長提出